

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3の規定に基づき、給料表における等級等ごとの職員の数公表します。

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職員の職務	77	15.9	事務員	14	216	44.7	係員級
				技術員	1			
				保育士	9			
				保育教諭	15			
				主事	25			
				技師	11			
				教諭	2			
				計	77			
2級	高度の知識若しくは経験を必要とする主事又は技師の職務	139	28.8	主事	78	216	44.7	係員級
				技師	19			
				保育士	10			
				保育教諭	17			
				技術員	12			
				教諭	3			
				計	139			
3級	係長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	100	20.7	副園長	1	100	20.7	係長級
				係長	29			
				主任	70			
				計	100			
4級	課長補佐及び副主幹の職務又はこれらと同等の困難な業務を処理する職員の職務	38	7.9	主査	31	123	25.5	課長補佐級
				総括技術員	7			
				計	38			
5級	困難な業務を処理する課長補佐又は困難な業務を処理する副主幹の職務	85	17.6	課長補佐	28	123	25.5	課長補佐級
				室長	1			
				支所長補佐	2			
				所長	4			
				副主幹	43			
				次長	1			
				館長	2			
				園長	4			
				計	85			
6級	課長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	36	7.4	会計管理者	1	36	7.4	課長級
				課長	28			
				支所長	3			
				次長	1			
				事務局長	3			
				計	36			
7級	部長の職務又はこれと同等の困難な業務を処理する職員の職務	8	1.7	部長	7	8	1.7	部長級
				事務局長	1			
				計	8			
合計		483	100					